特別でない特別支援教育
～通常学級との交流など～

戸田市教育委員会のビジョン

課題：ベテラン教師の２Ｋ（経験・勘）により強くリードされる

教育の原点である特別支援教育こそ、新しい２Ｋ（科学・根拠）の導入を

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校における
特別支援教育を推進するため、「戸田市特別支援教育推進計画」を策定

「特別でない、特別支援教育」の実現
ー多様なニーズへの支援が当たり前である教育へー

戸田市特別支援教育推進計画より

Ⅰ．教員の資質向上による指導の充実
Ⅱ．「必要な時に」、「必要な場で」学べる環境整備
Ⅲ．関係機関との連携

はじめに

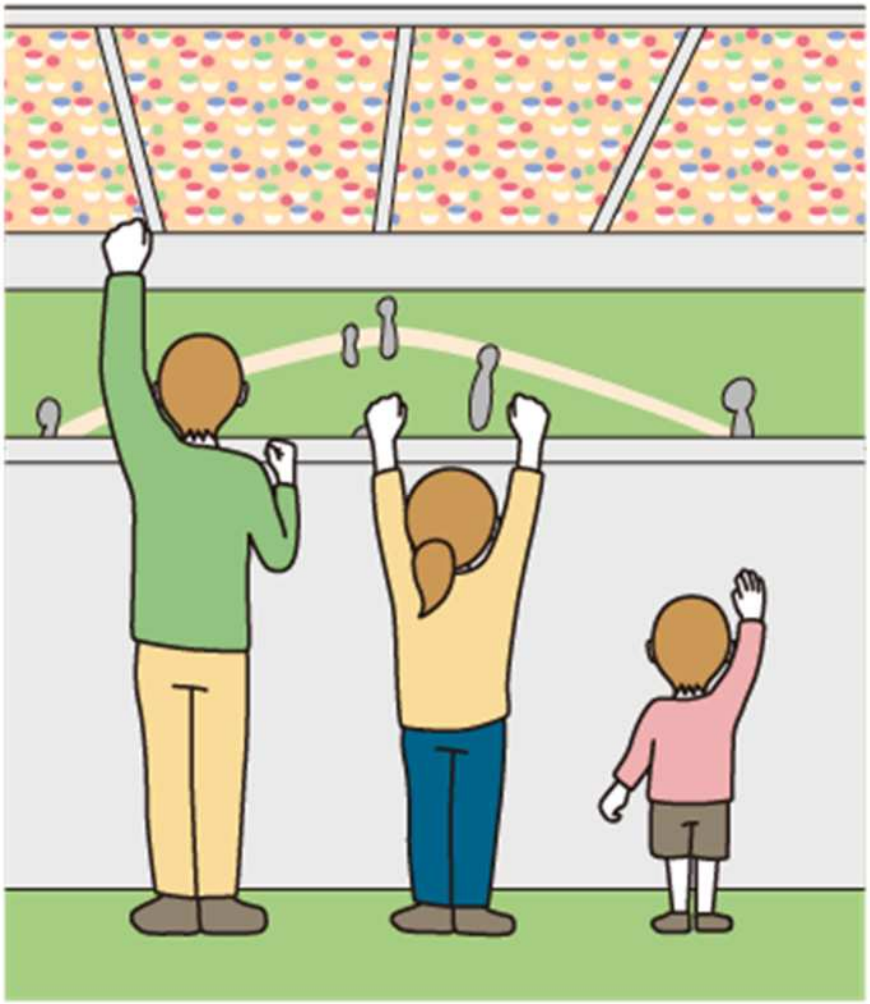

引用：https://seikyouiku-illust.com/

はじめに

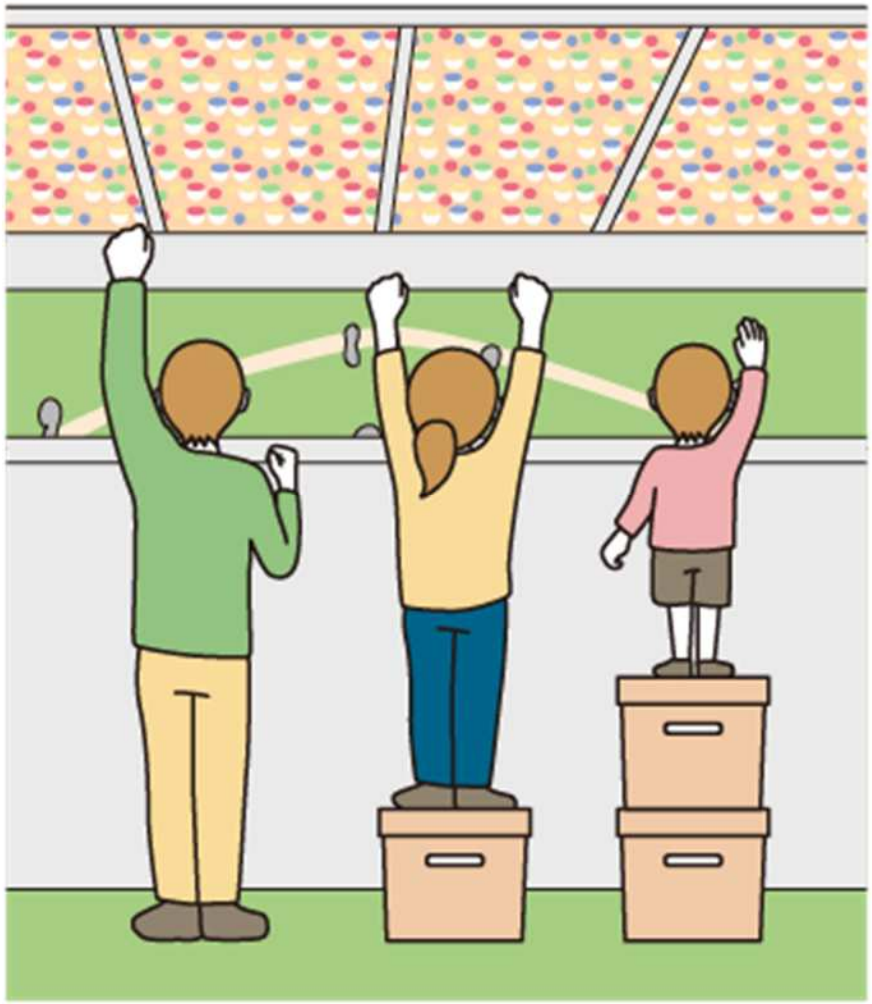

引用：https://seikyouiku-illust.com/

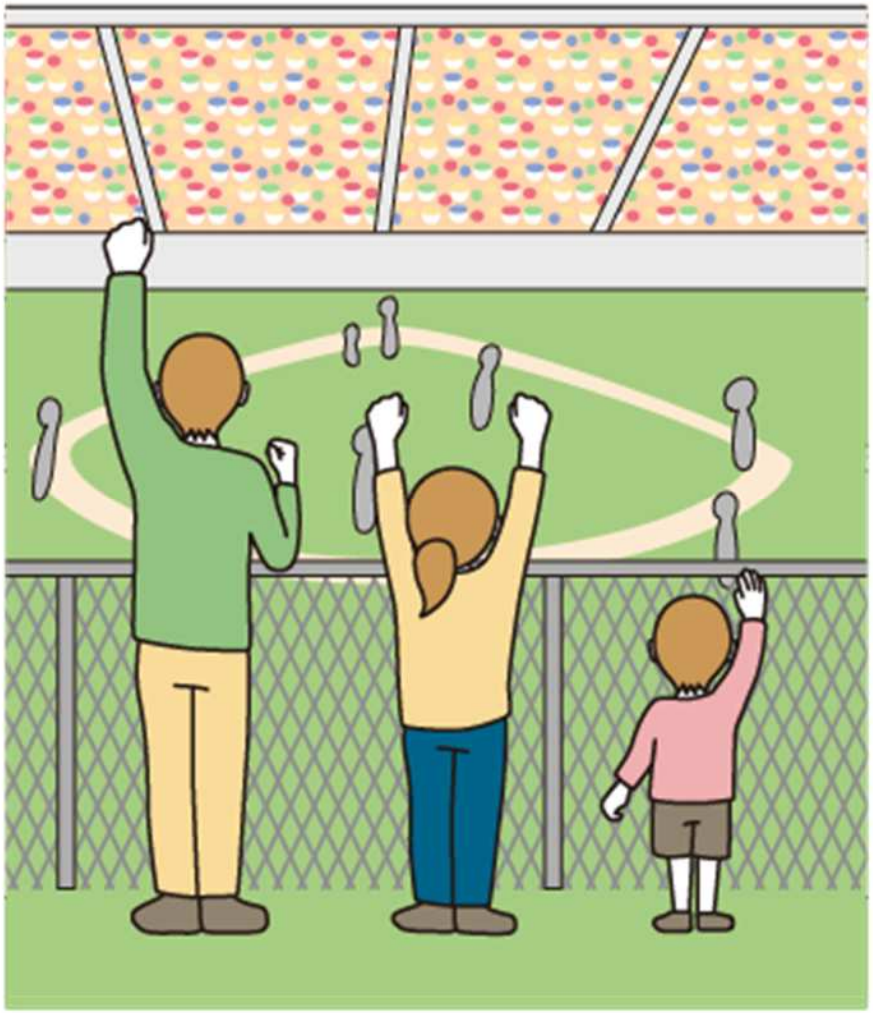

支援なし

平等

公正

環境

引用：https://seikyouiku-illust.com/

戸田市
特別支援教育推進計画

令 和 ４ 年 ３ 月
戸田市教育委員会

市HPで全文公開しています

はじめに

平成19年4月、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されました。特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」とされ、発達障害も含めて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることが示されました。

こうした中で、戸田市教育委員会では、「特別支援教育は教育の原点である」という信念のもと、第4次戸田市教育振興計画に「多様性を尊重し、全ての子供たちが力を発揮できるような誰一人取り残さない学びの保障」を方針として掲げています。多様なニーズに丁寧に対応し、きめ細やかな支援を行うことで、障害の有無に関わらず全ての児童生徒が共に成長していく姿の実現を目指します。

今回、全ての学校における特別支援教育を推進するために「戸田市特別支援教育推進計画」を策定しました。本計画を戸田市の特別支援教育の教育環境整備の基盤とし、その推進に寄与できるよう、あわせて、「特別支援教育」という言葉を使う必要がなくなるくらい、「多様なニーズに応じた支援が当たり前の教育」に向け、計画を推進してまいります。

令和4年3月

戸田市教育委員会

①障害のあるなしに関わらず学びやすい学級づくり

◆応用行動分析学に基づく、「気になる行動」を「望ましい行動」にするためのアプローチ

「気になる行動」を3つの場面に分割した上で、
行動の前後にアプローチし、「望ましい行動」を増やすための工夫をしましょう

行動の前（きっかけ）	行　動	行動の後（行動の結果）
行動のきっかけ、状況		行動の後に何が起きたか

行動の前の工夫

①望ましい行動を起こしやすくなるような、
環境を整える工夫
※工夫の仕方はページ下部の「学習指導要領に記載されている配慮事項について」も御参照ください。
②何をしたら良いかがわかるような**指示の工夫**
（例）具体的・端的な指示、わかりやすい言い方

行動の後の工夫

①望ましい行動に近づいたときは…
具体的・即時的に褒める、承認する
②望ましくない行動のときは…
怒る・叱るなどの**過剰な反応をしない**
代わりに、望ましい行動に近づいた際に褒める

Point
・通常の学級も含めた全ての学級で活用する考え方。
・後述する「子育て学習会」や「スクールワイドPBS」もこの考え方が前提である。
・市内校内研修や、学校訪問時の指導で活用している。

学びの場について

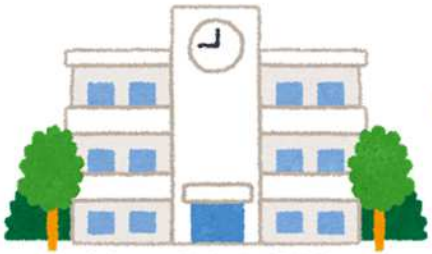

特別支援学校

・少人数の学級（6人の児童につき1名の教員）で学習します。
・特別支援学校の学習指導要領に基づき指導・評価します。

支援籍学習の実施

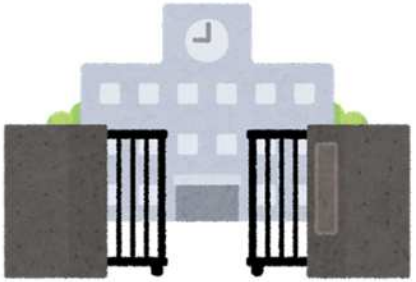

市内小学校

特別支援学級



・少人数の学級（8人の児童につき1名の教員）で学習します。
・小学校学習指導要領に基づきますが、下の学年や、特別支援学校の学習指導要領に基づくことができます。

知的障害
特別支援学級

自閉症・
情緒障害
特別支援学級

支援籍学習の実施

通常の学級



・最大35人の学級で学習します。
・小学校学習指導要領に基づき指導・評価します。



通常学級に在籍しながら、一部を通級指導教室で学びます。

通級による指導

POINT

就学先は一度決めたら卒業まで一緒、というわけではありません。
児童の実態によって、教育形態を変更することが可能です。



就学相談（就学前相談）

年長児の４月から就学相談を実施し、幼稚園や保育園での行動観察や、保護者との面談を行い、保護者との合意形成のもと就学先の決定を行っている。

1
【５歳児健診】
【就学に関する個別相談会】
・保護者との面談
・園児の様子の観察

2
【集団での観察（園訪問）】
・集団活動下での様子の観察
・保育者・保護者との情報共有

3
【学校見学、体験】※希望に応じて
・保護者や園児による、市内特別支援学級や県立特別支援学校への見学や体験

4
【発達検査】※必要に応じて
・得意、不得意の客観的な把握
・今後の支援の手立てについての共有

5
【就学支援委員会による協議】
・相談の内容、観察した様子をもとにした、就学後の学びの場についての協議

6
【就学先の決定】
・就学支援委員会の内容をお伝えし、保護者の合意により決定する。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、
障害による学習上又は生活上の困難を
主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度
及び習慣を養い、
もって心身の調和的発達の基盤を養う。

「自分の考えを表現することが苦手」
「集団のペースについていくことが苦手」
「相手の気持ちを理解することが苦手」
「コミュニケーションが苦手」

自立活動　で指導していく必要がある。

自立活動　６区分

①健康の保持

②心理的な安定

③人間関係の形成

④環境の把握

⑤身体の動き

⑥コミュニケーション





生活単元学習

「児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題解決をしたりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。」　特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）

課題解決型の学習手法で、実際的な活動。
実生活・実社会で生きて働く力（自立的な生活に必要な力）を育む



【販売学習】



【クイズカフェ】





通常学級との交流（例）

- 交流学級での教科等の学習や給食
- 学年集会や学年行事での交流
- 特別支援学級と通常学級（学年）による交流行事　　等

Ⅰ 「ことばの教室」とは 【目的】

一人一人のことばやきこえの課題に応じた指導を行い、学習上または生活上の困難さを改善・克服すること

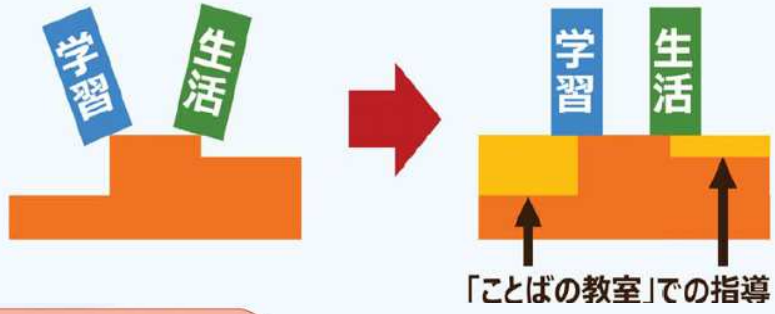



例えば、発音に誤りがある場合、通常の学級では発音部分の指導はなかなかできません。

「ことばの教室」で発音の誤りを改善するための指導

構音（発音）
正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音（発音）の改善にかかわる指導を行います。

吃音（どもり）
吃音についての知識や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導を行います。同じ課題のある児童が集まり、グループで活動することもあります。

難聴
聴く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導、日常の話し言葉の指導、語彙の拡大のための指導、言語概念の形成を図る指導、書き言葉の指導などを行います。

発達・情緒通級指導教室　「フレンドリールーム」

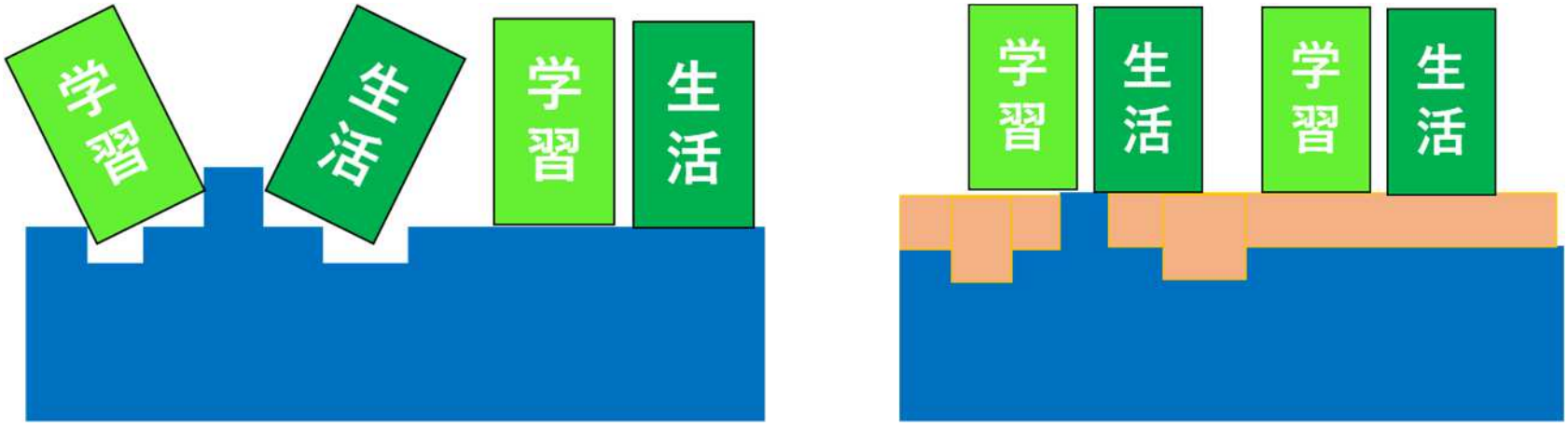

例えば、気持ちの安定のさせ方、友達とのコミュニケーションのとり方、読み・書きの困難さの改善に関すること、身体の動きに関することなど、学習や生活の基盤となる力を付けたり、素地を養ったりするような活動をお子様の実態に応じて指導します。

巡回指導による発達障害・情緒障害通級指導教室の実施について

「通級による指導」とは、授業を小・中学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A（改訂第3版）」（文部科学省 編著）より抜粋

自校通級

児童生徒が在籍する設置校において指導を受ける。



在籍校・設置校

【喜沢小学区】　喜沢小
【美谷本小学区】　美谷本小
【新曽中学区】

他校通級

在籍校から移動して、設置校で指導を受ける。保護者の送迎が必要である。

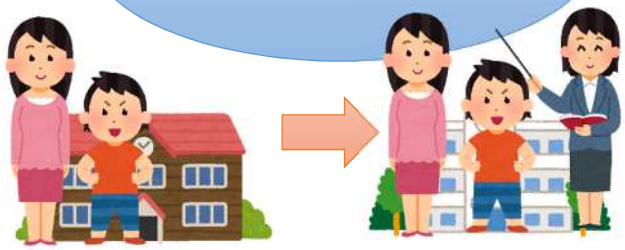

在籍校　　設置校

戸田第一小・戸田第二小・戸田東小・戸田南小
笹目小・笹目東小・美女木小
戸田中・美笹中・笹目中

巡回指導

試行

通級指導の担当教師が該当する児童生徒の在籍学校に赴き、指導を行う。



在籍校　　設置校

NEW 新曽小・新曽北小・芦原小

新曽中（Ｒ４から実施）

巡回指導のメリット

- 児童生徒の移動時間がなくなるため、**学習機会の保障**につながる。
- 保護者の送迎が必要なくなるため、**保護者の負担軽減**につながる。
- 通級を希望する児童生徒の増加が見込まれ、教員配置が増えることで**自校通級や巡回指導の拡充**につながる。

教員の専門性の向上・支援

教員研修の実施（一部例）

特別支援教育コーディネーター研修会



観察ポイント

①不注意

掲示物の文章／個別指導中の様子／答案用紙

②多動性

常同行動との違い

教室における“刺激に反応しやすい様子”

③衝動性

こだわりによる衝動性との違い

対象：特別支援教育コーディネーターの教職員
実施時期：年３回（昨年度は5月・8月・12月）

児童生徒理解を深め、支援の手立てについて学び、校内に広げていくことを目的としている。

昨年度は市内各小・中学校の担当者30名が参加

幼保小中連携特別支援教育・UD研修会

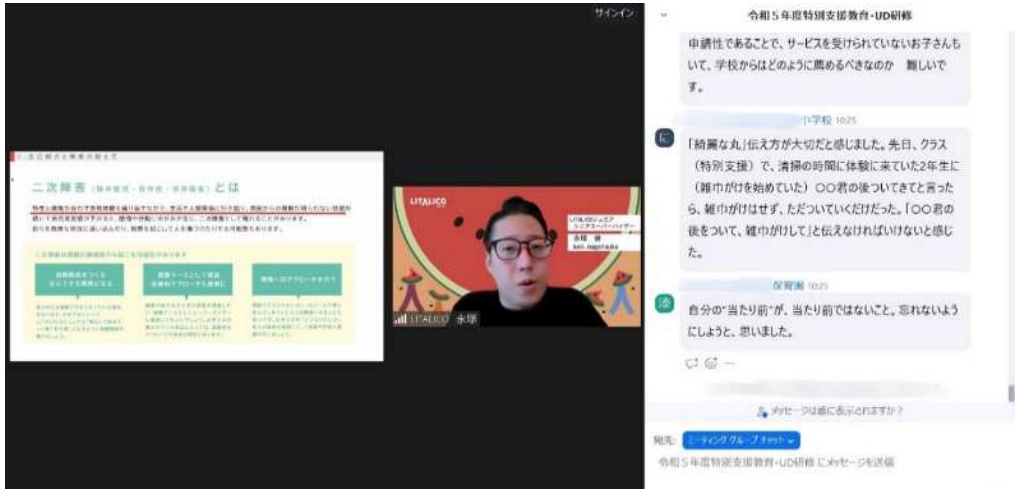

対象：市内小・中学校教員、幼稚園教諭、保育士、市役所関係課職員

実施時期：夏期休業期間

特別支援教育に関する基礎的な内容から、具体的な支援策まで取り上げている。

令和5年度は計55名の参加があった。

教員の専門性の向上・支援

□平成３０年度から株式会社LITALICOと連携し、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成支援システム」を開発してきた。エクセル版の実証を経て、令和６年度から全小・中学校においてアプリケーション版「LITALICO教育ソフト」を活用する。

システムは以下３点から成る。

□「まなびプラン」
　アセスメントに基づく「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成ができる

□「まなび教材」
　授業で使える教材がWEB上に約１３，０００点掲載されている。まなびプランに紐付いており、アセスメント結果によるおすすめの教材を表示する機能あり

□「まなび動画」
　校内研修等で活用可能な特別支援教育に関する研修動画

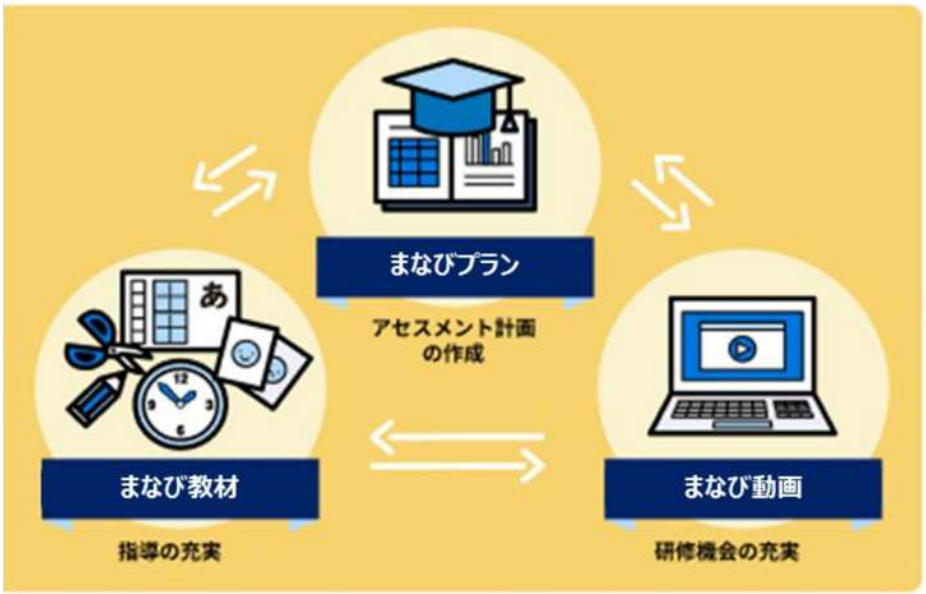



今後に向けて～特別でない特別支援教育の推進～

▶学びの場をよりシームレスなものとしていくこと

▶効果的な実践を、日々の学級経営や教科指導など市内全校の教育活動の幅広い分野において活かしていくこと

▶「学びの場を分けるか、分けないか」の議論ではなく、「すべての子供たちの教育的ニーズに即した教育が提供されているか」、「本人がその場での学びを楽しいと実感できているか」を問い続けること